

令和4年度 第1回 延岡市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月17日（木） 14:00～14:30
2. 会場 延岡市役所7階 第2委員会室
3. 議案の内容
議案第1号
日向延岡新産業都市計画 用途地域の変更
西階地区の用途地域の一部変更

議案第2号
日向延岡新産業都市計画 特別用途地区の決定
西階地区の特別用途地区の決定
4. 出席者 審議会委員15名中、12名出席
5. 審議の結果 議案第1号、議案第2号について「原案のとおり」とする。

1. 開 会

(事務局：都市計画課) それでは、ただ今から、令和4年度第1回延岡市都市計画審議会を開会いたします。本日は、3名が欠席されておりますが、審議委員15名中、12名のご出席をいただき、半数以上の出席となりますので、延岡市都市計画審議会条例の規定を満たし、本日の審議会は成立いたしますことをご報告いたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。本日の資料は、事前にお配りしております会次第、議案書のほか、本日お配りしております委員名簿、配席表でございます。全てお揃いでしょうか。不足するものがございましたらお申し出ください。

なお、この審議会の議事録は延岡市都市計画審議会運営規則第4条第3項の規定により、延岡市のホームページ等で公開いたします。

2. 諮 問

(事務局：都市計画課) それでは審議に入ります前に、今回の議案の諮問を行います。

加行都市計画課長より吉玉会長に諮問書をお渡しいたしますので、会長はご起立をお願いします。

※加行都市計画課長から吉玉会長へ諮問

3. 議 事

(事務局：都市計画課) それでは、これより議事に入ります。

延岡市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会長が議長となるとありますので、これからの審議の進行を吉玉会長にお願いいたします。なお、発言される際は、マイクのスイッチ入れてから発言していただきますようお願いいたします。吉玉会長よろしくをお願いいたします。

(吉玉会長) 皆様こんにちは。会長を仰せつかった吉玉でございます。

早速ですけれども、本日の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名につきましては、A委員とB委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(吉玉会長) よろしくをお願いいたします。今回、市長より諮問を受けました審議案件は2件でございます。先ほどの諮問でもございましたし、お手元の資料にございますけれども、議案第1号が、日向延岡新産業都市計画用途地域の変更。内容に関しましては、西階地区の用途地域の一部変更ということ。それから、議案第2号が、同じく日向延岡新産業都市計画特別用途地区の決定。内容といたしまして西階地区の特別用途地区の決定。以上2件でございます。活発なご審議のほどよろしくお願いいたします。それでは、審議に入りたいと思いますので、事務局より、議案第1号の説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課) 議案第1号、議案第2号につきましては、それぞれ関連する議案でございます。両議案あわせてご審議いただきたいので、議案第1号、議案第2号あわせてご説明させていただきますけれどもよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(吉玉会長) はい。よろしくお願い致します。

(事務局：都市計画課) それでは、議案第1号の説明に入りたいと思います。お手元の議案書の2ページから9ページになります。議案書の2ページをお開きください。

延岡市決定案件であります、日向延岡新産業都市計画用途地域の変更でございます。西階地区の用途地域を一部変更するものでございます。それでは3ページの変更理由を読み上げ提案にかえさせていただきます。

西階公園は、「アスリートタウン延岡」を掲げる本市の運動施設の拠点としての機能を有する運動公園であり、延岡市都市計画マスタープランにおいてスポーツ交流拠点として位置付けられ、今後も施設の充実を図ることとしている。また、第6次延岡市長期総合計画においては、プロ・実業団等の合宿にも対応できる競技施設の整備を推進し、アスリートタウンの再構築に取り組むことを位置付けており、プレイヤーはもとより観覧者にも魅力的なスポーツ施設の整備を目指すこととしている。

以上の理由により、運動公園としての機能を充実し、将来にわたってスポーツ交流拠点としての土地利用が図られるよう用途地域の変更を行うものである。

それでは、議案の詳細につきましては、前のスクリーンにて説明いたします。室内の照明を落としますのでよろしくお願いたします。

※パワーポイント、議案書で説明

それでは、続きまして議案第2号についてご説明いたします。お手元の議案書の10ページから14ページになります。議案書の10ページをお開きください。

延岡市決定案件であります、日向延岡新産業都市計画特別用途地区の決定でございます。西階地区の一部に特別用途地区を決定するものでございます。それでは10ページの決定理由を読み上げ提案にかえさせていただきます。

当地区においては、スポーツ交流拠点としての機能を有する競技施設を充実させるための土地利用を図るものであり、大規模集客施設を積極的に誘導する地区ではないため、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を決定する。

議案の詳細につきましては、前のスクリーンにて説明いたします。

※パワーポイント、議案書で説明

今回の議案についての手続きの経緯についてご説明いたします。

議案書の9ページ、14ページになります。内容は同じになりますので14ページをお開きください。議案第1号、議案第2号ともに、8月23日に説明会を開催し、9名の出席がありましたが、変更案についての反対意見は特にございませんでした。また、10月17日から31日までの2週間、図書の縦覧を行いました。縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでしたことを、ご報告いたします。議案の説明は以上でございます。

(吉玉会長)：はい。ありがとうございました。

ただいま、議案の内容の説明をいただきましたが、議案第1号、議案第2号についての審議に入ります。

質問やご意見のある方は、どうぞ、挙手をお願いします。ご質問等ございませんか。

(C委員)：はい。

(吉玉会長)：はい。お願いします。

(C委員)：では、13ページの地図の方から質問させていただきます。今回の変更時宜を得た、適切な変更であろうと思いますが、ただこの地図を見ますと、近隣には西階公園モデル遊園地であ

りますとか、或いは右上の方に、シルバー人材センターなど、市の所有地もあるように散見をいたします。このような公共用地を今回一緒に含めずに、このような、今ある陸上競技場のメイン施設のみをこの区域に指定された理由を教えただけだと存じます。

(吉玉会長) : はい。では事務局からお願いします。

(事務局 : 都市計画課) はい。お答えいたします。この度、近隣商業地域に指定する地区は、すでに運動施設があるところと、将来運動施設として今後とも使っていくところを近隣商業地域に変更することにしております。その他は、今の第二種中高層住居専用地域として、今の公園の機能をそのまま残していくところということで、今回は運動施設があるところだけに限定しております。以上です。

(吉玉会長) : はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(C委員) : よくわかりました。ありがとうございます。

(吉玉会長) : 他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(D委員) : はい。

(吉玉会長) : はいどうぞ。

(D委員) : 現在の用途地域のままでは、これからいろんな競技場の施設の整備をしようとする際には、それができないというふうに理解してよろしいでしょうか。

(吉玉会長) : はい。事務局からお願いします。

(事務局 : 都市計画課) はい。お答えします。今の現状では、野球場とか陸上競技場とかの建て替えはできない用途となっております。

(D委員) : もう、過去のことなので、今度これで、実情に見合う形になるのだなというふうに理解させていただいたんですけども、先ほど用途地域の説明をなさっていた時に、昭和 37 年ですかね、最初のやつの区域で決めて、その後区分が細かくなって現在に至ってますよってお話だったんですけども、そのいずれかの段階のときに、こういった、施設整備がされてるんだろうなと推測するわけですけども、その時には整備ができて、今現時点では補修もできないということであると、何らかのそこでは齟齬というか、どうなったのかなというのはちょっと参考までにもしよければお願いします。

(吉玉会長) : はい。では事務局お願いします。

(事務局 : 建築指導課) : はい。建築指導課です。現在の第二種中高層住居専用地域では、先ほども質問がございました通り、用途によって、建てられない建物とか、規模によって 1500 m²までとか、という制限がございます。現在延岡市では、平成 9 年 4 月 1 日から、特定行政庁として、建物の建設とかの審査、確認申請等の業務を行っておりますが、その過去の運動施設が建設されたときは、宮崎県の方で確認申請とかの審議をしておりました。当時のことで推測の話にはなりませんけれども、現在の建築基準法の 48 条で用途の制限とかもあるんですけれども、この用途につきましては、建築審査会の審議を経て特別に建設すること、許可要件によって建設することが可能となっております。推測にはなるんですけれども、昭和 30 年代とか 40 年代も、県

が建設する時においては、まず確認申請の前に、建築許可という制度を利用してまず許可を得て、そのあと建築されたものではないかというふうに考えております。以上です。

(吉玉会長) : はい。ありがとうございます。以上の説明でよろしいでしょうか。

(D委員) : はい。

(吉玉会長) : はい。ありがとうございます。

他に何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは第1号第2号議案ございますけれども、まず第1号議案につきまして、原案通りいたしますがよろしいでしょうか。

(委員) : 異議なし。

(吉玉会長) : はい。ありがとうございます。それでは第1号議案、原案通りとさせていただきます。

続きまして、議案第2号につきまして、これも原案通りとさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) : 異議なし。

(吉玉会長) : はい。ありがとうございます。それでは、議案第2号も原案通りとさせていただきます。

以上で本日の諮問議案すべて終了いたしました。本日も審議いただきました議案に関しましては、議事の通り後日、市長に、その旨の答申書を提出させていただきます。スムーズな議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、事務局の方でよろしく申し上げます。

4. 閉 会

(事務局：都市計画課) 吉玉会長ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。